

第139回山梨県都市計画審議会

会議録

山梨県都市計画審議会運営規程第15条の規定により次のとおり会議録を作成する。

1. 日時：平成23年2月9日（水） 午後1時30分 ～ 午後4時30分

2. 場所：古名屋ホテル 「ルンブラン」

3. 出席委員の氏名（敬称略）

(委員) (1号委員)	山本賢治委員	
	西井和夫委員	
	埴原一也委員	
	柳田雅代委員	
(2号委員)	宮本敏久委員	(代理 久保正樹)
	神谷俊広委員	(代理 川口千晴)
	下保修委員	(代理 上原重賢)
	平川伸一委員	(代理 清水進)
(3号委員)	田中久雄委員	
(4号委員)	中村正則委員	
	渡辺亘人委員	
	金丸直道委員	

(事務局) (都市計画課)	課長	河西 秀樹
	まちづくり推進企画監	山下 雄康
	総括課長補佐	上島 達史
	課長補佐	樋口 有恒
	課長補佐	黒倉 徹
	副主査	奥山 徹
	主任	弾塚 崇
	主事	塚田 晃司

4. 傍聴者等の数 0人

5. 会議次第

- (1) 開会
- (2) 議事
- (3) 閉会

6. 審議案件

1. 都市計画区域の再編、名称変更について
2. 都市計画の名称変更について
3. 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）の変更について

7. 議事の概要

別紙会議録による。

第139回山梨県都市計画審議会 会議録

司 会

本日は、お忙しい中、山梨県都市計画審議会にご出席いただきありがとうございます。ただ今より、第139回山梨県都市計画審議会を開催いたします。

議事に入る前に本審議会の成立についてご報告申し上げます。山梨県都市計画審議会条例第5条第2項の規定では、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができないこととなっております。本日は、19名の委員のうち、現在12名のご出席をいただいておりますので、本審議会の会議が成立しておりますことをご報告いたします。

次に、当審議会の委員のうち、「関係行政機関の職員」につきまして今回異動がございましたので、ここで、新たに委員をお引き受けいただいた方々をご紹介します。お手元の委員名簿をご覧ください。

関東経済産業局長 照井 恵光 様

本日は、都合によりご欠席でございます。次に、

関東地方整備局長 下保 修 様

本日は、関東地方整備局 甲府河川国道事務所 副所長 上原 重賢 様に代理出席していただいております。

それでは、本審議会運営規程第4条第2項の規定に基づき、会長に議長をお願いし、審議を進めていただきたいと思います。会長、よろしく願いいたします。

議 長

本日は、ご多忙のところ、ご出席をいただきましてありがとうございます。

本日でございますけれども、審議は全部で9件あります。そのうち、意見聴取議案が2件あります。議案が多いですがよろしく願います。

審議に入る前に、会議録署名委員を2名の方をお願いいたします。A委員、B委員、よろしく願います。

では、これより審議に入ります。

【第1号議案】・【第2号議案】

審議に入る前に議事の進め方についてご相談させていただきます。

都市計画区域に関する1号議案「峡東及び東八代都市計画区域の変更」と2号議案「都市計画区域の名称変更」を、一括して審議させていただくこととしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

では、これより審議に入ります。事務局より説明をお願いします。

事務局

<事務局説明>

議 長

ただいまの1号議案・2号議案に対する事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

(意見、質問なし)

それでは、第1号議案「峡東及び東八代都市計画区域の変更」と第2号議案「都市計画区域の名称変更」については、「意見なし」で回答することとします。

【第3号議案】

続きまして、3号議案「都市計画の名称変更」について事務局から説明をお願いします。

事務局

<事務局説明>

議長

ただいまの3号議案の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

(意見、質問なし)

それでは、第3号議案について、原案どおり、都市計画を変更することに対し、同意してよろしいか、お諮りします。ご異議はございませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。それでは、第3号議案については、原案どおり同意することといたします。

【第4号議案】

続いて、4号議案から9号議案までの6件については、都市計画区域マスタープランの変更についてですが、その概要については、先の11月の審議会で説明があったものです。

では、4号議案「甲府都市計画、峡東都市計画、韮崎都市計画、南アルプス都市計画、笛吹川都市計画、市川三郷都市計画及び富士川都市計画（甲府盆地7都市計画）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」について事務局から説明をお願いします。

事務局

<事務局説明>

議長

ただいまの4号議案について事務局の説明が終わりました。
この議案については、関係市町村と個人の方から意見書が提出されているとのことです。
その意見書の要旨とそれに対する県の見解の説明を事務局からお願いします。

事務局

<事務局説明>

議長

この4号議案について、ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。

(意見、質問なし)

それでは、第4号議案について、原案どおり、都市計画を変更することに対し、同意してよろしいか、お諮りします。ご異議はございませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。それでは、第4号議案については、原案どおり同意することといたします。

【第5号議案】

続いて、5号議案「身延都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」について事務局から説明をお願いします。

事務局

<事務局説明>

議長

ただいまの5号議案について、ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。

C 委員

中部横断自動車道の関係で、図面にインターチェンジが記載されておりますけれども、なぜ波高島周辺なのか確認させていただきたい。

それから、アクセス道路についてですが、このマスタープランでは旧身延町の方が中心となるようですが、この波高島のインターチェンジは旧下部町の富士川の左岸になるわけですが、アクセス道路として富士川に橋を架けて、旧身延町の方に行けるように構想を考えてもらいたい。また既に決まっているということであればそれを明らかにしておいてもらいたい。

事務局

インターチェンジについては身延都市計画区域外となっておりますので、マスタープランの方に詳細を書いていない状況です。あくまでも都市計画区域の中の方針について記述しております。

補足としまして、都市計画区域の外に中部横断自動車道の線形やインターチェンジが記載されておりますけれども、このマスタープランの図面では方針としておおよそこの辺りという位置として記載しており、具体的詳細な位置までは表せていないという状況でございます。

また、この都市計画区域マスタープランを策定する前に、県土全域を対象とした「山梨県都市計画マスタープラン」を昨年度策定しました。その計画では都市計画区域外であっても都市計画に関する方針というものは考えておくべきではないか、都市計画区域外についてどのように土地利用を行うべきかとして、例えば準都市計画区域という方法をとるのか、あるいは都市計画区域に入れるのか等を検討していくという方針を記載しております。

今後、この地域のインターチェンジの詳細が明らかになった時点で、どの程度の範囲の土地をどの程度の規制をしていくべきか、あるいは規制ではなくて柔軟いコントロールをしていくべきか等を検討していく必要があると考えます。

D 委員

C 委員の指摘は検討すべき課題だと思います。

事務局の説明にありましたとおり、都市計画区域外と区域内との関係を考えていく必要があると思いますが、実際、都市計画区域外の中部横断自動車道が都市計画区域内の地域に及ぼす影響というものは大きいものがありますから、そういったものを都市計画の目標や方針の中にどのように書き込んでいくかということだと思います。それが、様々なことが記載されている中に埋没してしまっている感じがあって、十分に考えられている方針なのかがわかりにくいということだと思います。

そういった意味では、例えば、3 ページの現状と課題の中に「インターチェンジ予定地周辺の土地利用コントロール」をどのようにすべきか、都市計画区域外も含めて求められているということが記載されております。

しかし、それを踏まえて、実際にどう考えていくべきなのかというと、都市計画区域内での関係する幹線道路やアクセス道路について、どの路線で対応するかということまでは書き込めてないと思います。

また、5 ページの「軸」のところで、中部横断自動車道等を都市計画区域外の拠点及び県外への軸として位置づけ、機能の強化を図るとなっております。それから、11 ページの具体的な都市施設の都市計画の決定の方針では、広域道路や幹線道路の整備促進について、そして12 ページの「主要な施設の整備目標」として中部横断自動車道が位置づけられております。さらには、アクセス道路にかかわる部分は、その上段にある「ウ．幹線道路」の中で、インターチェンジアクセス機能を強化するとしております。中部横断自動車道等の当該都市計画区域における位置づけやこれに関連する整備方針等については、記述のわかり易さはともかく、当該地域都市計画区域マスタープランの中で十分書き込まれていると考えます。

また、これらについてのより具体的な記述ですけれども、この基本方針を受けたいうえで、地域のマスタープラン（町のマスタープラン）が作られていくので、その段階（町のマスタープラン）ではもう少し地域内としての取り組みを具体的に明記していくということになるかと思えます。

それから、まだインターチェンジの位置等がはっきりしていない状況で、もう少し時間が経たないとわからない部分もありますから、詳細が明らかになった時にもう少し具体的に書かないといけないかなと思います。

議 長

ほかに、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

(他に意見、質問なし)

それでは、第5号議案について、原案どおり、都市計画を変更することに対し、同意してよろしいか、お諮りします。ご異議はございませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。それでは、第5号議案については、原案どおり同意することといたします。

【第6号議案】

続いて、6号議案「富士北麓都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」について事務局から説明をお願いします。

事務局

<事務局説明>

議 長

ただいまの6号議案について、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

E 委員

今度、県の方でおもてなしの関係の観光条例の制定を考えていると思いますが、特に富士山は観光の中で重要な位置づけになると思います。そのことが、都市計画と関係あるのかどうかはともかくとしても、そのようなことを位置づける、考えていく必要があるのではないかと思います、そのへんの考えは何かあるのでしょうか。

事務局

今までの都市計画の分野で使われてきたマスタープランは、先ほどの話にもありましたが、都市計画区域外のことはあまり触れない、観光分野など都市計画でできないことにはあまり触れないというようなこともあったのですが、今回このマスタープランを見ていただきますと、例えば3ページの特徴的な課題として、富士山世界文化遺産登録への取組などの記述は、今までのマスタープランでは書かれなかった部分です。

具体的に都市計画の中で何ができるのかということは非常に難しいかもしれませんが、こういった重要な視点があるということを記述しています。

また、景観まちづくりの部分についても、平成16年に策定された景観法というところで、本県では美しい県土づくり推進室が担っている分野ですけれども、こういった部分も都市計画のマスタープランの中で、景観に関するまちづくりも都市計画と連携して取り組んでいく必要があるということも記述しています。

E 委員

あくまで今後の参考意見としてですが、富士山世界文化遺産登録や富士急ハイランド周辺の位置づけなどの特徴的な課題の中で、観光条例を制定していくということを位置づける、明記していく必要があるのではないかと思います。

議 長

ほかに、ご質問・ご意見は、ございませんでしょうか。

(他に意見、質問なし)

それでは、第6号議案について、原案どおり、都市計画を変更することに対し、同意してよろしいか、お諮りします。ご異議はございませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。それでは、第6号議案については、原案どおり同意することといたします。

【第7号議案】

続いて、7号議案「都留都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」について事務局から説明をお願いします。

事務局
議長

<事務局説明>

ただいまの7号議案について、ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。

(意見、質問なし)

それでは、第7号議案について、原案どおり、都市計画を変更することに対し、同意してよろしいか、お諮りします。ご異議はございませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。それでは、第7号議案については、原案どおり同意することといたします。

【第8号議案】

では、8号議案「大月都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」について事務局から説明をお願いします。

事務局
議長

<事務局説明>

ただいまの8号議案について、ご意見、ご質問等ございませんか。

(意見、質問なし)

それでは、第8号議案について、原案どおり、都市計画を変更することに対し、同意してよろしいか、お諮りします。ご異議はございませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。それでは、第8号議案については、原案どおり同意することといたします。

【第9号議案】

最後の9号議案「上野原都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」について事務局から説明をお願いします。

事務局
議長

<事務局説明>

9号議案について事務局の説明が終わりました。
この議案については、個人の方から意見書が提出されているとのことです。
事務局からその意見書の要旨とそれに対する県の見解をお願いします。

事務局

<事務局説明>

議長

意見書について事務局の説明が終わりました。
この9号議案について、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

(意見、質問なし)

それでは、第9号議案について、原案どおり、都市計画を変更することに対し、同意してよろしいか、お諮りします。ご異議はございませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。それでは、第9号議案については、原案どおり同意することといたします。

以上で議事を終了させていただきます。

司会

長時間にわたるご審議ありがとうございました。その他として、何かございますか。よろしいでしょうか。ないようですので、以上をもちまして、本日の日程については終了させていただきます。

なお、今年度の都市計画審議会については、本日で最後となります。今回の審議会を最後に任期が終了し、退任される方々に対しまして、当審議会事務局幹事である河西都市計画課長 からお礼のごあいさつを申し上げます。

課長

都市計画課長の 河西 でございます。

本日、委員の皆様方には、長時間に渡るご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

只今、司会のほうからもありましたが、今年度の都市計画審議会は、今回をもって終了するという訳でございますが、委員の皆様方のうち、専門分野をお持ちの学識者の方々には任期がございまして、このため今回の審議会を最後に、退任される方々がいらっしゃいますので、ご紹介させていただきます。

まず、埴原 一也 様でございますが、法律・経済の専門分野の委員として8年間の長きに渡り、お務めいただきました。ありがとうございました。その間、都市計画審議会 会長という重責を担っていただき、本県の都市計画の推進に多大なご尽力をいただきました。

次に、西井 和夫 様でございます。交通・都市計画の専門分野の委員として8年間お務めいただきました。特に、都市計画区域マスタープラン委員会の委員長として本県が目指すべき都市の将来像の策定に、多大なご尽力をいただきました。

次に、柳田 雅代 様でございます。建築・土木の専門分野の委員として8年間、また、マスタープラン委員会の委員もお務めいただきました。専門分野に加えて、特に女性の観点からのご発言をいただきました。

続いて、山本 賢治 様でございますが、農業・造園の専門分野の委員として4年間、また、マスタープラン委員会の委員もお務めいただきました。

最後に、本日は欠席されておりますけれども、大木 勝志 様でございますが、商工業の専門分野の委員として3年間、また、マスタープラン委員会の委員もお務めいただきました。

ただ今ご紹介を申し上げます5人の委員の皆様方には、長い間、山梨県の都市計画のために多大なご尽力を賜り、誠にありがとうございました。

都市計画は、全ての県民が健康で文化的な生活ができ、機能的な活動ができるような県土を造ることを理念としています。

そのため、本日もご審議をいただきました、都市計画区域マスタープランはまさに本

県の目指すべき将来像を示す計画であります。これから、このマスタープランに基づき、県や市町村はもとより、県民の皆様と共に、理想の県土の実現に向け、着実に歩みを進めて参りたいと思っております。退任される5名の委員の皆様方には、この審議会を離れましても、引き続き山梨の都市計画を見守っていただきまして、ご指導をいただけますようお願い申し上げます。

結びに、委員の皆様方の益々の御健勝、御活躍を祈念申しあげまして、簡単ではございますが、お礼の挨拶とさせていただきます。

長い間、本当にありがとうございました。

司 会

5人の先生方、誠にありがとうございました。

また、引き続き委員をおつとめ頂く皆様方には、新年度になり、新たに開催日程、議題等が決まり次第ご連絡させていただきますので、よろしく願いいたします。

以上をもちまして、第139回山梨県都市計画審議会を終了させていただきます。本日は、誠にありがとうございました。